

駐車と停車の方法



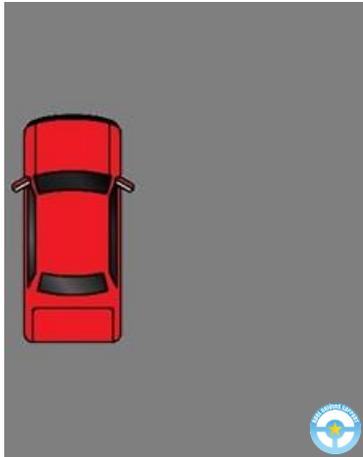
神戸ドライバースサポート

神戸・芦屋・西宮 ベーバードライバー出張教習 企業向け研修・講習

駐停車の方法

(道路交通法 第47条・第48条)
(道路交通法施行令 第14条の6)

① 歩道や路側帯のない道路では



道路の左端に沿う

③ 路側帯のある一般道路では



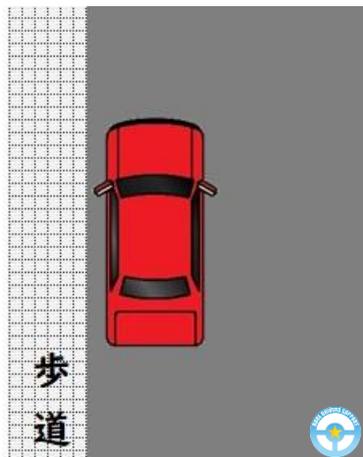
車道の左端に沿う



Point!!!

路側帯の幅が0.75m
以下の場合、路側帯
に入らないこと

② 歩道のある一般道路では



車道の左端に沿う



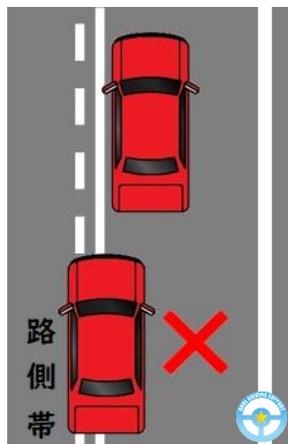
0.75m以上あけ、標示に
平行にさせる



Point!!!

路側帯の幅が0.75m
を超える場合は、路側
帯に入れますが、車の
左側に0.75m以上あ
けること

④ 駐停車禁止路側帯では



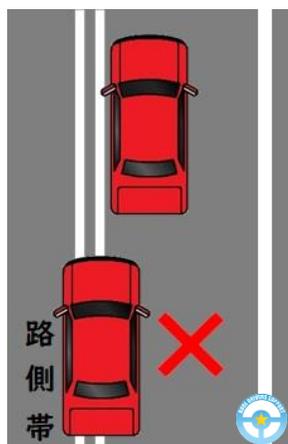
白の実線と破線の標示

車道の左端に沿う



路側帯に入らないこと

⑤ 歩行者用路側帯では



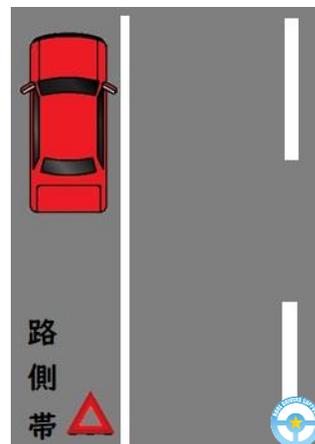
白の実線2本の標示

車道の左端に沿う



路側帯に入らないこと

⑥ 高速道路などでは

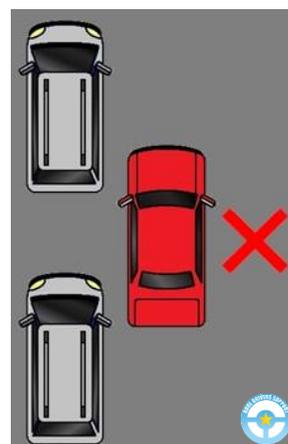


路側帯の中に入って、道路の左端に沿う



高速道路等では、歩行者の通行が禁止されているので、路側帯の中に入る

⑦ 駐停車車両があるとき



二重駐停車禁止

道路に並行して駐停車している車と並んで駐停車してはいけません

故障などで、一般道路で駐停車するときの表示

(交通の方法に関する教則)

昼間

- ① 停止表示器材を置いたり、トランクを開けたりして駐車していることがわかるようにします

努力義務

- ② トンネルの中や濃い霧の中などで50メートル先が見えないような場所に駐車するときは、夜間と同じ措置をしなければなりません **義務**
ただし、道路照明などにより50メートル後方から見える場所に駐車している場合は必要ありません

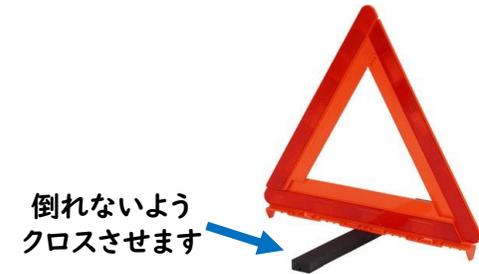
夜間

- ① 非常点滅表示灯、駐車灯または尾灯のいずれかをつける

または

- ② 停止表示器材を置く

など、いずれかの措置を行って、他の車に停止していることがわかるようにしなければなりません **義務**



夜間とは、日没時から日の出時までをいいます

故障などで、高速道路で駐停車するときの表示

(道路交通法 第75条の11第1項 道路交通法施行令 第27条の6)

昼間

- ① 自動車の後方の路上に停止表示器材を置かなければなりません **義務**



歩行が困難な場合には、停止表示灯を自動車の側方の路上などの後方から見やすい位置に置くことも可能



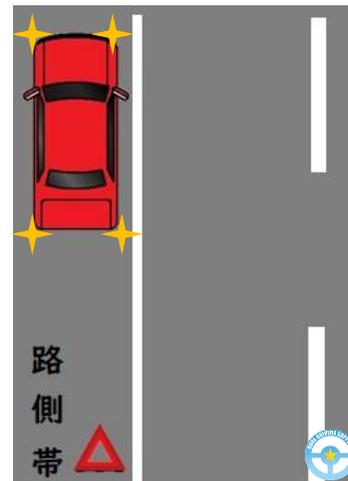
- ② 視界が**200m以下**のときは、夜間と同じ措置をしなければなりません **義務**

夜間

- ① 停止表示器材を置き
かつ
- ② 非常点滅表示灯、駐車灯または尾灯のいずれかをつけて
他の車に停止していることがわかるようにしなければなりません **義務**



特に夜間は、発炎筒も使用するのが効果的です



出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート

検索



で、ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/>



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習